

わんぱく保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 わんぱく福祉会
所 在 地	和歌山県田辺市新庄町2222-1
電 話 番 号	0739-81-2666
代表者氏名	理事長 宇井 茂朗

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	わんぱく保育所
施 設 の 所 在 地	和歌山県田辺市新庄町2222-1
連 絡 先	電話番号 0739-81-2666 FAX 0739-81-2667
管 理 者	園長 小西 真弓
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 55人 満1歳以上満3歳未満の児童 24人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	平成17年 7月 1日
事 業 所 番 号	

3 施設の目的・運営方針

当所は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当所は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当所は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当所における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1988㎡
	園庭	212.16㎡
園舎	構造	木造
	延べ面積	922.46㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	4室	
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
園長	1	
主任保育士	1	
保育士	11	
調理員	2	

※ 当所では、「児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準」に定める基準に基づき、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	
主任保育士	勤務時間帯（8:30～18:30）
保育士	勤務時間帯（7:00～16:00） （8:30～18:30）
調理員	

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当所が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、7時から18時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 保育を利用する曜日及び時間

保護者が保育を利用する曜日及び時間は、**別紙1**のとおりとします。

9 提供する保育等の内容

当所は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児		11時00分頃	2時半頃	
1歳児		11時00分頃	2時半頃	
2歳児		11時00分頃	2時半頃	
3歳児		11時00分頃	2時半頃	

4歳児		11時00分頃	2時半頃
5歳児		11時00分頃	2時半頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別紙2に掲げる費用を当所にお支払いいただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 利用の終了に関する事項

当所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医

当所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、循環器内科

医療機関の名称	真寿苑クリニック
医 院 長 名	森 貴信
所 在 地	和歌山県田辺市神島台4番1号
電 話 番 号	0739-23-1155

(2) 歯科

医療機関の名称	
医 院 長 名	T645-0015 和歌山県田辺市たきない町21-33 たなか 歯科クリニック
所 在 地	田 中 友 也
電 話 番 号	TEL 0739-25-0648

13 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する別紙1に記載する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当所（園） ご利用相談窓口	・窓口担当者 小西 真弓
	・ご利用時間 8：30～ 18：30
第三者委員	・電話番号 0739-81-2666
	F A X 0739-81-2667
担当者がないの場合は、当所職員までお申し出ください。	
電話番号 0739-26-1022	広畑 まゆみ
	役職・肩書等 元小学校教員

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	その他
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有
	・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有
	・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当所においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	災害共済給付（互助共済制度）
保険の内容	災害（傷病、疾病、障害又は死亡）が発生したときの災害共済制度
保険金額（補償限度額）	死亡時 2800万円

※詳しくは、別途配布する「災害共済給付制度への加入について」を御確認ください。

1 7 当所におけるその他の留意事項

喫煙	当所の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1 8 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当所が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。その他、個別の取扱事項については別紙1のとおりとします。

当所における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名： わんぱく保育所

説明者職名：

私は、本書面に基づいてわんぱく保育所の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：

印

別紙1 当所と保護者との個別決定事項

1 利用する曜日（○で囲む）（※注）
月曜 火曜 水曜 木曜 金曜 土曜

2 利用する時間（※注）
____時 ____分から ____時 ____分まで

<備考>（例えば土曜日だけ平日と保育希望時間が異なる場合等に記入）

（※注）ここで設定した時間に基づき、月々の利用者負担額（月額保育料）が決まります。また時間外保育料等の取扱いにも影響が生じる場合がありますので御了承ください。

3 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

4 その他契約事項

（食事の提供におけるアレルギー対応等あれば記入）

別紙2 利用者負担金

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	月額	金額
主食費	3歳児以上の主食費として	月額	700円
保護者会費	保護者会運営のための費用として	月額	600円
副食費	3歳児以上のおかず、おやつ等	月額	4,500円

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金

ア 保育標準時間認定に係る時間外保育料

15分につき100円

イ 保育短時間認定に係る時間外保育料

15分につき100円

※ 当所は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

個人情報使用同意書	
貴所への入園に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することにご同意します。	
○ 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること	
○ 他の保育所等へ転園する場合その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと	
○ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと	
わんぱく保育所	園長 小西 真弓 様
保護者住所：	令和 年 月 日
児童氏名：	
保護者氏名：	印
児童から見た続柄：	